

令和2年 天草市農業委員会第7回総会議事録

令和2年7月28日天草市複合施設こころす会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

1番	本田 実 君	2番	中川 徹 君
3番	黒川紀世子 君	4番	松下敏明 君
6番	玉田秀敏 君	7番	金棒康二 君
8番	淀川洋一 君	9番	富崎ますみ 君
10番	中村三千人 君	11番	山並彰一郎 君
12番	井島安一 君	13番	野中 幸廣 君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1名）

5番 山下和弘 君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	岩本隆二	係長	荒木賢司
係長	松本馨	書記	山川裕輔
書記	浦川優也		

4、議事日程

開 会

- |      |       |                            |
|------|-------|----------------------------|
| 日程第1 |       | 議事録署名委員の指名について             |
| 日程第2 | 議第36号 | 農地法第3条の規定による許可申請について       |
| 日程第3 | 議第37号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について    |
| 日程第4 | 議第38号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について    |
| 日程第5 | 議第39号 | 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について |
| 日程第6 | 議題40号 | 農地利用集積円滑化事業規程の廃止について       |
| 日程第7 | 議題41号 | 非農地通知書交付申請について             |
| 日程第8 |       | 報告事項について                   |

閉 会

開 議 午後 14 時 00 分

○事務局（岩本隆二君） ただいまから令和 2 年天草市農業委員会第 7 回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。記録的豪雨災害により、牛深・河浦・御所浦で多くの方が被害にあっています。お見舞い申し上げます。最近では、コロナウイルスの第二波がでてきております。会議等が相次いで中止や延期になっておりますが、十分に気を付けるようよろしくお願い致します。本日は全体で 46 件の案件がありますが、慎重なご審議をお願い致します。

○事務局（岩本隆二君） 本日は、5 番山下和弘委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、11 番山並委員、12 番井島委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第 2、議第 36 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。楠浦町の譲受人は中村町の譲渡人より、楠浦町の田 932 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦小学校から南西へ約 0.2km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。次に、関連がありますので2番・3番まとめて事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 2番・3番まとめて説明します。2番については、宮地岳町の譲受人は宮地岳町の譲渡人より、宮地岳町の畑311㎡を贈与により取得したいというものです。3番については、宮地岳町の譲受人は宮地岳町の譲渡人より、宮地岳町の畑284㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した宮地岳地区コミュニティセンターから南東へ約1.3kmと約1.5km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 4番について説明します。この農地は、令和2年6月総会で空き家に付属した農地に指定されたものです。譲受人は空き家等情報バンク制度の利用登録者であり、空き家の売買契約が済んでいることを確認しています。新和町の譲受人は岐阜県安八郡安八町の譲渡人より、新和町の田543㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡地区清掃センターから南西へ約1.5km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。また、指定農地を5年以上継続して適切に耕作する旨の誓約書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（中村三千人君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 5番について説明します。新和町の譲受人は新和町の譲渡人より、新和町の畑223㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した新和病院から北東へ約1.0km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番(中村三千人君) 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。  
(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(本田実君) 日程第3、議第37号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 資料②の2ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は亀場町の個人で、亀場町の田307㎡を通路、駐車場及び農機具倉庫へ、転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草地域医療センターから南西へ約0.8km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農地へ行くための通路、駐車場2台、農業用倉庫として整備し利用する計画です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番(富崎ますみ君) 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 2番について説明します。転用者は深海町の個人で、深海町の畑595㎡を個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した浅海簡易郵便局から南東へ約0.2km、青色で着色した県道本渡牛深線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場3台、家庭菜園に転用する案件です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○会長職務代理者（中川徹君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（浦川優也君） 3番について説明します。転用者は有明町の個人で、有明町の畑232㎡を駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧大楠小学校から東へ約0.1km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、隣接する住宅の駐車場として利用したいため、駐車場3台、通路、転回スペースとして整備し利用する案件です。資料③の農地法許可

基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成されているため  
始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はあり  
ませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致しま  
す。次に4番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（山川裕輔君） 4番について説明します。転用者は志柿町の個人で、天草町の畑  
5,225㎡に植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄  
色で着色した大江天主堂から北東へ約1.0km、青色で着色した国道389号線の東側にある農  
地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航  
空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動  
画になります。土地利用計画の内容は、山林として管理するため、スギ1,000本を植林する  
計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。  
なお、既に植林されているため始末書が添付されています。この案件は転用面積が3,000㎡  
を超えるため、許可相当の判断を頂いた場合、来月開催される熊本県常設審議委員会に諮問  
する予定です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（松下敏明君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありま  
せんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致しま  
す。

○議長（本田実君） 日程第4、議第38号、農地法第5条第1項の規定による許可申請につ  
いてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の3ページをご覧ください。1番について説明します。転用

者は本渡町の個人で、本渡町の田 196.59㎡と畑 48㎡を贈与により取得して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草広域連合から南東へ約 0.4km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅 1 棟、駐車場 3 台、庭として整備し転用する案件です。資料③の 3 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 2 番について説明します。転用者は志柿町の個人で、亀場町の田 462㎡を売買により取得して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草地域医療センターから北東へ約 0.1km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅 1 棟、駐車場 2 台、庭、通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（黒川紀世子君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 3番について説明します。転用者は熊本市南区の法人で、亀場町の田 308 m<sup>2</sup>に賃借権を設定して駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した亀川小学校から北東へ約0.5km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、申請地は都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の駐車場が狭く、不便なため、駐車場11台、通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○9番(富崎ますみ君) 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 資料②の4ページをご覧ください。4番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑619 m<sup>2</sup>を売買により取得して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から南西へ約0.6km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場6台、庭、通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○8番(淀川洋一君) 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。



ませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番の説明をお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 5番について説明します。転用者は河浦町の個人で、河浦町の畑108㎡を売買により取得して宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所河浦支所富津出張所から北へ約0.2km、青色で着色した国道389号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、駐車スペースが不足しているため、住宅1棟、駐車場4台、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○13番(野中幸廣君) 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長(本田実君) 日程第5、議第39号、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局(松本馨君) 議第39号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。資料②の5ページをご覧ください。所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が15件、再設定が12件、転貸が0件、合計28件で、筆数63筆、総面積が87,780㎡となっております。なお、5ページの所有権移転の計画につきましては、熊本県農業公社が五和町手野の個人より五和町御領の畑16,029㎡を売買により取得する計画でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の4ページの「利用権の設定等を受ける者の備えるべ

き各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第7、議第40号、農地利用集積円滑化事業規程についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（松本馨君） 農地利用集積円滑化事業規程の廃止についてご説明します。資料②の22ページをお開きください。農地利用集積円滑化事業とは、農地等の効率的な利用に向け、その集積を促進するため、平成21年12月に施行された改正農地法により創設された事業でございます。この事業には主に3つの事業がございます。まず1つ目が農地所有者代理事業で農地等の所有者から委任を受けて、その者を代理して農地等の売渡しや貸付けを行う事業です。2つ目が農地売買等事業で、農地等の所有者から農地等の買入れや借入れを行い、売渡しや貸付けを行う事業です。3つ目が研修等事業で、新規就農希望者に対して、農業技術や経営方法等に関する実地研修等を行う事業です。中段以降に、事業のイメージ図をつけておりますが、農地所有者と意欲ある農業者（担い手）との間に円滑化団体（農協）が入り、農地所有者から委任を受け、意欲のある農業者に対して一元的に調整・協議を行い、貸付等を行う役目を担っておりました。しかし、昨年11月1日に「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されたことによって、本年4月から農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合一本化されております。今回の統合一本化に伴いまして、これまで円滑化団体であった本渡五和農業協同組合及びあまくさ農業協同組合の両JAから天草市長に対し、農業経営基盤強化促進法第11条の12第1項の規定に基づき、農地利用集積円滑化事業規程の廃止に係る承認申請が提出されております。これによりまして、天草市長から農業経営基盤強化促進法第11条の11第4項の規定に基づき、農業委員会会長に対して「円滑化事業の廃止に伴う承認」の協議がっております。なお、円滑化事業の廃止に関する条文の一部を23ページ・24ページに添付しております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長(本田実君) 日程第8、議第41号、非農地通知書交付申請書についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 資料②の25ページをご覧ください。非農地通知書交付申請件数は、本渡地域が3件、五和地域が1件、合計4件。筆数は全体で4筆、面積は3,582㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の5ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番の地図です。黄色で着色した天草病院から西へ約0.3kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が2番の地図です。黄色で着色した天草病院から南西へ約0.4kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が3番の地図です。黄色で着色した佐伊津小学校から南西へ約0.7kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が4番の地図です。黄色で着色した御領郵便局から北へ約0.4kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。以上です。

○議長(本田実君) それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 2番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 3番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 4番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第9、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の26ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は2件。どちらとも、田を畑として利用したいというものでした。第4条関係の許可不要転用届は1件。農業用貯水槽として利用したいというものでした。第5条関係の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

---

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和2年天草市農業委員会第7回総会を閉会致します。

---

午後16時00分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長

本田実

署名委員

井馬子一

署名委員

山並彰一郎